

京都市消費生活基本計画(第2次計画)実施計画の 推進状況(平成23年度重点課題に対する取組状況)

実施計画1

重点課題	潜在化している消費者被害の掘り起こし
基本計画 推進施策	推進施策7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
趣 旨	国民生活白書(平成20年版)によると、消費者被害に遭った人の相談先の調査で「どこにも相談することも伝えることもしなかった」という回答が33.7%で最も高い割合となっており、また、本市のアンケート調査においても、市民生活センター(現 消費生活総合センター)を知らないという人が3割弱という結果が出ていることから、こうした潜在化している消費者被害を掘り起こす必要がある。
目 標	消費生活相談件数の増加
基本的な方向	○ 様々な手法, 媒体を活用した相談窓口の周知 ○ 消費者の相談機会の拡充

実施計画2

重点課題	不招請勧誘による消費者被害の防止
基本計画 推進施策	推進施策13 取引行為に関する制度の検討
趣 旨	高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、消費者が希望しない契約に係る勧誘行為の規制等、消費者被害に遭わないための制度について検討し、被害の未然防止策を講じる。
目 標	不招請勧誘による被害の未然防止策の構築
基本的な方向	○ 消費生活審議会における調査及び審議 ○ 市民の意識及び実態の把握

実施計画3

重点課題	高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり
基本計画 推進施策	推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
趣 旨	本市では、高齢者等を見守る様々な事業を複数の部局において実施している。また、一方で、大学、商店街、福祉関係機関等との連携の下に取組を進めている地域もあり、こうした庁内関係課及び市民ボランティアとの連携による見守りの仕組みづくりが必要である。
目 標	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信の仕組みづくり
基本的な方向	○ 市民ボランティアの育成及び登録の促進 ○ 庁内関係課の連携強化 ○ 情報を必要としている人に確実に届けるための情報発信の在り方の検討

実施計画4

重点課題	家庭における消費者力向上のための支援
基本計画 推進施策	推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信 推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
趣 旨	東日本大震災によって、生活物資の買いだめ等、消費生活に関わる様々な課題が浮き彫りとなり、消費者としての在り方が問われる中、家庭において、日常の消費生活に必要な基礎的な生活力を習得し、親から子への伝播が図れるよう、家庭の教育力向上のための支援を行っていく。
目 標	子育て世代の消費者力向上と次世代への継承の促進
基本的な方向	○ 消費者力の向上を支援する教育教材の整備 ○ 家庭に向けた情報発信の強化

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２３年度重点課題に対する取組状況

重点課題	潜在化している消費者被害の掘り起こし
基本計画 推進施策	推進施策 ７ 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
趣 旨	国民生活白書（平成２０年版）によると、消費者被害に遭った人の相談先の調査で「どこにも相談することも伝えることもしなかった」という回答が３３．７％で最も高い割合となっており、また、本市のアンケート調査においても、市民生活センター（現 消費生活総合センター）を知らないという人が３割弱という結果が出ていることから、こうした潜在化している消費者被害を掘り起こす必要がある。
目 標	消費生活相談件数の増加
基本的な方向	○ 様々な手法，媒体を活用した相談窓口の周知 ○ 消費者の相談機会の拡充

平成２３年度

取組目標	平成２１年度並みの消費生活相談件数を旨す。 （平成２２年度 ７，３００件 ⇒ 平成２３年度 ８，０００件）
取組状況	別紙のとおり
取組結果	平成２３年度 消費生活相談件数 ８，３８０件（平成２１年度 ８，０１６件）

取組状況	
事業名	相談窓口の周知
概要・目的	相談窓口が消費者に十分周知されていない現状に鑑み、様々な媒体を活用し、消費者への消費生活総合センターの効果的な周知に努める。
23年度 取組状況	1 市民しんぶん挟み込みセンター案内広告の全戸配付《継続》 「消費生活総合センターからのお知らせ」広報物を市民しんぶん区版（5月号，11月号）に挟み込み，全戸配付した。 2 生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧《充実》 従来，区役所等で市民に配布してきた生活情報誌「マイシティライフ」をより多くの市民に読んでいただけるよう，配布方法等を見直し，従来の方法に加え，自治会等单位での回覧方式を採用した。（7月，1月） 3 消費者月間啓発ポスターの掲示《新規》 消費者月間（5月）に合わせて，消費生活相談窓口の周知ポスターを作成し，京都市広報板への掲示を行った。（5月16日～5月31日） 4 トラフィカ京カードへのセンター案内広告の掲載《新規》 市民等に広く利用されているトラフィカ京カードに，センターの場所や相談内容に応じた電話番号等を広告として掲載した。（1月から地下鉄主要9駅で販売） 5 市バス車体へのセンター案内広告の掲載（ラッピングバス）《新規》 市バス車体全面にセンターの案内やセンターのキャラクターであるクーリング・オフマン等の広告を掲載した。（4月から3月まで走行） 6 地下鉄駅構内等へのセンター案内広告の掲示《継続》 消費生活総合センター窓口案内広告を，地下鉄烏丸駅構内や市バス等に掲示した。
効果・課題	5月以降は，消費生活相談時間の拡大と相俟って，センター案内広報物等を発行した直後には相談件数が増える傾向が見られた。 ・ 5月 前年度比＋269件（市民しんぶん全市版5／1） ・ 6月 前年度比＋120件（市民しんぶん区版挟み込み5／15） ・ 7月 前年度比＋138件（マイシティライフ全戸回覧7／1） ・ 12月 前年度比＋121件（市民しんぶん区版挟み込み11／15）
今後の予定	平成24年度は，以下により，引き続き相談窓口の周知に努める。 1 映画館における消費生活総合センターCMの上映《新規》 2 市民しんぶん挟み込みセンター案内広告の全戸配付《継続》 3 生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧《継続》
担当局（区） 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

取組状況	
事業名	相談体制の強化
概要・目的	複雑化・高度化する相談内容に，消費生活専門相談員が適切に対応できるよう，相談員の総合的な資質の向上に努めるとともに，相談時間の拡大に伴い増加が見込まれる相談件数に対応するため，相談員の増員を図る。
23年度 取組状況	1 消費生活専門相談員の増員 4月に，消費生活専門相談員を新たに1名採用した。 (10名→11名) 2 消費生活専門相談員に対する研修の充実 (1) 国民生活センターの研修への参加促進。 平成23年度 国民生活センター派遣研修 延べ21人 内訳 消費生活相談員研修専門・事例講座 11人 消費生活相談員研修講師養成講座 3人 消費生活相談員研修専門2日コース 5人 消費生活相談員相談カード作成セミナー 2人 (2) 各種専門家を講師とする研修会の開催。 ① 法律事例研究会(12回) 講師 弁護士 ② 消費者トラブルに関する研修会(4回) 講師 弁護士 ③ 民法に関する基礎的知識を深める研修会(8回) 講師 弁護士
効果・課題	消費生活専門相談員1人当たりの相談件数 平成23年度 8,380件÷11人=762件 平成22年度 7,340件÷10人=734件
今後の予定	平成24年度は，引き続き，地方消費者行政活性化交付金を活用し，相談員向け研修会の開催や相談員の実務研修への参加支援に努める。
担当局(区) 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

取組状況	
事業名	消費者の相談機会の拡充
概要・目的	消費者が相談できる機会を増やすため、消費生活相談時間の拡大、消費生活総合センター閉庁日（土・日・祝休日）の電話相談やインターネットによる相談を実施するなど、消費者が相談しやすい環境の整備に努める。
23年度取組状況	1 相談時間の延長 従来、消費生活相談を実施していなかった正午から午後1時まで及び午後4時から午後5時までの2時間についても、5月から相談を実施した。 相談件数 8,380件（平成22年度 7,340件） うち拡充時間帯の件数1,520件（5月～3月） 2 土・日・祝日電話相談の実施 土曜日、日曜日及び祝日（年末年始を除く。）の電話による消費生活相談業務をNPO法人京都消費生活有資格者の会に委託し、午前10時から午後4時まで、電話による市民からの相談に応じている。 開設日数 116日、受付件数1,267件、 1日平均受付件数10.9件 （平成22年度開設日数 116日、受付件数1,302件、 1日平均受付件数11.2件） 3 インターネットによる相談の実施 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、電子メールによる相談を実施している。 相談件数 78件（平成22年度71件）
効果・課題	市バス車体への消費生活総合センター案内広告掲載（4月）や同センター案内広報物の全戸配付（5月、11月）、生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧（7月、1月）等、相談窓口の周知広報の取組と相俟って、消費生活相談件数は、前年度比で約14%増加している。 消費生活相談件数 8,380件 ※ うち延長時間帯の相談件数 1,520件（5月～3月） ※ 前年比+1,040件
今後の予定	平成24年度は、平成23年5月に拡大した時間帯で相談を受け付けるとともに、引き続き、土・日・祝休日の電話相談やインターネットによる相談を実施することにより、消費者の相談機会の拡充に努める。
担当局（区） 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２３年度重点課題に対する取組状況

重点課題	不招請勧誘による消費者被害の防止
基本計画 推進施策	推進施策１３ 取引行為に関する制度の検討
趣 旨	高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、消費者が希望しない契約に係る勧誘行為の規制等、消費者被害に遭わないための制度について検討し、被害の未然防止策を講じる。
目 標	不招請勧誘による被害の未然防止策の構築
基本的な方向	○ 消費生活審議会における調査及び審議 ○ 市民の意識及び実態の把握

平成２３年度

取組目標	不招請勧誘による制度の検討
取組状況	別紙のとおり

取組状況	
事業名	京都市消費生活審議会消費者苦情処理部会における調査及び審議 訪問販売及び電話勧誘販売に関する市民アンケート調査の実施
概要・目的	京都市消費生活基本計画で推進施策の一つに掲げる「取引行為に関する制度の検討」に当たっては、京都市消費生活審議会消費者苦情処理部会に調査及び審議を委ねる。 また、同調査及び審議に際して、同部会の意向を踏まえ、訪問販売及び電話勧誘販売に関する市民アンケート調査を実施する。
23年度 取組状況	7月 市民アンケート調査の実施 無作為抽出した市民3,000人を対象とした「訪問販売及び電話勧誘販売に関するアンケート調査」を実施。 9月 消費者苦情処理部会の開催 上記アンケート調査結果を踏まえ、不招請勧誘による消費者被害の防止について審議。 11月 消費者苦情処理部会の開催 「迷惑な訪問販売お断りシール」の全戸配付について承認。 3月 消費者苦情処理部会の開催 京都市消費生活条例施行規則の改正について審議。
課題	改正後の消費生活条例施行規則に基づく事業者指導等に係る、センターの人員・体制面での実効性の確保。
今後の予定	・「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」の全戸配付 平成24年7月に市民しんぶん区版と合わせて全戸配付する。 ・消費生活条例施行規則の改正 平成24年6月に公布し、審議会に報告するとともに事業者への周知に努め、8月に施行する予定である。
担当局（区） 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２３年度重点課題に対する取組状況

重点課題	高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり
基本計画 推進施策	推進施策１６ 身近な支援の仕組みづくり 推進施策２３ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
趣 旨	本市では、高齢者等を見守る様々な事業を複数の部局において実施している。また、一方で、大学、商店街、福祉関係機関等との連携の下に取組を進めている地域もあり、こうした庁内関係課及び市民ボランティアとの連携による見守りの仕組みづくりが必要である。
目 標	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信の仕組みづくり
基本的な方向	○ 市民ボランティアの育成及び登録の促進 ○ 庁内関係課の連携強化 ○ 情報を必要としている人に確実に届けるための情報発信の在り方の検討

平成２３年度	
取組目標	本市が関わる市民ボランティア等の育成強化及び庁内関係課の連携強化（当面、高齢者を対象とした見守りの仕組みづくりについて）
取組状況	別紙のとおり

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 「くらしのみほりたい」事業
事業の概要	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による高齢者の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集する。 平成23年度は、市民協働の在り方や情報発信の在り方について検討するための基礎資料として活用することを目的に、「くらしのみほりたい」を対象とした意識調査（アンケート調査）を実施する。
23年度取組状況	・登録者 2,736名 ・消費生活に関する意識調査 市民協働の在り方や情報発信の在り方について検討するための基礎資料として活用することを目的とした意識調査（アンケート調査）を実施した。 調査対象 住所及び氏名の登録のある1,206名 調査方法 郵送による調査票の配布及び回収 調査期間 6月22日（水）～7月7日（木） 回収結果 有効回収数653（有効回収率54.1％）
課題	平成19年度から募集を開始し、平成22年度末で3,000名の登録を目指していたが、平成23年度末においてもこの目標値は達成できていない。 また、募集開始から3年が経過する中で実施した今回の調査では、調査対象の約45％の方から調査票が返送されず、また、返送された方の中には「登録したことを忘れていた。」「登録を取り消したい。」といった意見もあり、登録者の意識も大きく変わってきていることがうかがえる。 このため、登録者数の実態把握をはじめとして、制度そのものの見直しについて検討する必要がある。
今後の予定	今回の調査結果を更に分析し、「くらしのみほりたい」の今後の在り方をはじめ、市民と行政の協働の在り方について検討する。
担当局（区） 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 民生委員・児童委員制度
事業の概要	厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において、関係機関・団体やボランティアと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行う。
23年度 取組状況	・定数 2,728名 ・民生委員それぞれの担当地域において、高齢者、障害のある方、児童をはじめ、地域の福祉にまつわる相談・支援を実施している。 ・相談・支援件数 高齢者に関すること 30,149件（平成22年度 31,583件） 障害のある方に関すること 3,254件（平成22年度 3,120件） 子どもに関すること 16,264件（平成22年度 10,877件） その他 14,225件（平成22年度 14,020件） ・とりわけ高齢者に関しては、老人福祉員と連携し、各地域において、高齢者を見守る取組を実施している。
課題	地域の福祉課題が複雑・多様化していることから、民生委員1人当たりの負担が重くなっていること、また、オートロックマンションの増加などから、地域の生活実態がつかみにくくなっており、民生委員活動がしにくい状況が発生している。
今後の予定	引き続き、地域の相談機関としての民生委員・児童委員制度を堅持していく。
担当局（区） 室・課	保健福祉局地域福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 日常生活自立支援事業
事業の概要	京都市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施している。
23年度 取組状況	平成23年度の新規契約件数は144件であり、平成24年3月末現在502名が本事業を利用している。そのうち認知症等の高齢者は275名で、全体の55%を占めている。 市内11区の区社会福祉協議会に配置されている17名の専門員が本事業の利用調整に当たり、232名(3月末時点)の生活支援員が支援計画に基づき、利用者宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑の保管や郵便物の管理等を行い、支援している。
課題	年々、実動件数が増えており、専門員の業務が増大している。また、行政区によっては待機件数が増えている。
今後の予定	専門員の体制強化や生活支援員の確保に努めるとともに、成年後見制度に関する事業や関係機関団体等と連携して、待機の解消や困難ケース等への適切な対応に努める。
担当局(区) 室・課	保健福祉局地域福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業
事業の概要	暮らしや仕事の場で、一人暮らしのお年寄り等への目配りを行い、サポートが必要な場合には地域包括支援センターへ連絡、相談する「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集する。 登録の促進 2, 292名(平成22年度末)⇒10,000名(平成23年度末目標)
23年度取組状況	一人暮らしお年寄り見守りサポーターの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った。 登録者数 13,419名(平成22年度末 2,292名)
課題	高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者等、支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、地域全体で高齢者を見守り、支援するネットワークの更なる充実を図る必要がある。
今後の予定	地域包括支援センターとの連携強化の観点から、地域包括支援センターで同サポーターを対象とした学習会を開催する。
担当局(区)室・課	保健福祉局長寿福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 認知症あんしんサポーター, 認知症あんしんサポートリーダーの養成事業
事業の概要	地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、 認知症あんしんサポーター養成講座を開催するとともに、その講師となる認知症 あんしんサポートリーダーを養成する。
23年度 取組状況	・認知症あんしんサポーター養成者数 7,657人 延べ36,487人 ・認知症あんしんサポートリーダー養成者数 166人 延べ1,863人 ・認知症あんしんサポーターアドバンス講座（認知症あんしんサポーターのフォ ローアップ） 受講者 76人
課題	認知症あんしんサポーターが、認知症をはじめとする高齢者福祉に関心を持ち 続けるとともに、地域での高齢者の「見守り」や「居場所づくり」に参加できる ようフォローする必要がある。
今後の予定	引き続き、認知症あんしんサポーター及び認知症あんしんサポートリーダーの 養成に取り組むとともに、認知症あんしんサポーターの活性化のため、「認知症 あんしんサポーターアドバンス講座」の開催回数を増加する。
担当局（区） 室・課	保健福祉局長寿福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 老人福祉員制度
事業の概要	市長から委嘱され、主に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守る。
23年度 取組状況	ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動を支援するため、9月に研修会を実施した。
課題	高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者等、支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、地域全体で高齢者を見守り、支援するネットワークの更なる充実を図る必要がある。
今後の予定	引き続き、老人福祉員の活動を支援し、既存の地域のネットワークの充実と合わせ、ひとり暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境整備を進める。
担当局(区) 室・課	保健福祉局長寿福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 地域包括支援センター業務
事業の概要	福祉の専門職や看護師等の資格を有する相談員が相談に応じるとともに、各種サービスの紹介や利用申請手続を含む関係機関との連絡調整等、高齢者の総合的な支援を行う。
23年度取組状況	地域包括支援センターの愛称・シンボルマークの公募，市民しんぶん挟み込みの実施，市バス・地下鉄へのポスターの掲示等，地域包括支援センターの周知を図った。また，地域包括支援センターの専門職員による高齢者やその家族，近隣に暮らす方からの介護に関する相談をはじめ，健康や福祉，医療，生活に関する事等，様々な相談に応じるとともに，適切なサービスや機関，制度の利用につなげるなどの支援を行った。
課題	高齢者を支える地域の関係機関（医療機関，警察，消防等）や民生委員，老人福祉員等の地域の関係者との連携したネットワークづくりの取組が遅れているセンターがある。
今後の予定	地域包括支援センターが「地域包括ケアシステム」の中核機関としての役割をよりの確に果たすため，平成24年度から，センターの専門職員を大幅に増員するとともに，ひとり暮らしの高齢者約7万世帯への，センターの専門職員による高い専門性をいかした全戸訪問活動を実施する。 この訪問活動を通じて，高齢者の生活環境や心身の状況等を聴き取り，個々の状況に応じた必要な支援につなげていく。
担当局（区） 室・課	保健福祉局長寿福祉課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	1 高齢者を見守る仕組み 「高齢者にやさしい店」事業～認知症の人も安心して暮らせるまちづくり～
事業の概要	商店に対して「高齢者にやさしい店」を目指すことを奨励し、高齢者に「高齢者に優しい店」に関する情報を広く提供するなど、地域の団体、大学、商店街と協働で事業を推進する。(平成21年度から事業開始)
23年度取組状況	(商店等登録の概要) 1 認知症あんしんサポーター養成講座を受講 認知症の症状や認知症の人への理解を深め、対応を学習。(9月及び2月に開催) 2 「高齢者にやさしい店」宣言 「高齢者にやさしい店」として取り組む目標や内容をまとめて、「高齢者にやさしい店宣言」を行う。 3 「高齢者にやさしい店」の登録とステッカー掲示 1, 2の後、商店等を「高齢者にやさしい店」として登録。登録店は「高齢者にやさしい店」である旨を表示するステッカーと宣言文を掲示。 4 平成23年度末の登録店舗数 123店 5 その他の取組 (1) ポスターを作成し、市広報板、民生児童委員・老人福祉員宅、医療機関等に掲示。 (2) 登録店に対するアンケートを実施 (3) リーフレット及びポケットティッシュの作成及び配布 (4) 登録店舗の写真等を左京ふれあいまつり、左京区総合庁舎ロビー・2階に掲示
課題	1 事業の周知と登録店の拡大 2 既登録店のフォローアップ
今後の予定	当面は、平成27年度まで実施し、300店の登録を目指す。
担当局(区)室・課	左京区役所支援課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	2 連携の仕組みづくり
事業の概要	消費生活行政推進会議における庁内関係課の連携策の検討
23年度 取組状況	1 消費生活行政推進会議の開催状況 第1回 6月15日 3局5課 第2回 6月17日 5局7課 第3回 7月14日 8局区16課 2 連携し、実施した事業 ○地域包括支援センター，区役所支援課職員との情報交換会等の実施 6月23日 中京区 7月 8日 下京区 ○保健福祉局障害保健福祉課手話通訳嘱託員に対する出前講座の実施 2月13日 ○保健福祉局介護保険課が実施した指定地域密着型（介護予防）サービス事業者集団指導会議において，消費生活総合センターの取組の説明と情報の提供 3月22日
課題	消費生活行政を「くらしの総合行政」として，オール京都市として取り組むためには，更なる連携の強化が必要であり，京都市の厳しい財政状況を鑑みれば，事業の共催等についても，積極的に取り組み，効率的な施策の推進を図る必要がある。
今後の予定	消費者行政推進会議を継続して実施することにより，庁内関係課との情報共有を図るとともに，横断的な組織の在り方について検討し，施策全般を通じての連携強化を図る。
担当局（区） 室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２３年度重点課題に対する取組状況

重点課題	家庭における消費者力向上のための支援
基本計画 推進施策	推進施策１９ 様々な媒体を用いた情報の発信 推進施策２３ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
趣 旨	東日本大震災によって、生活物資の買いだめ等、消費生活に関わる様々な課題が浮き彫りとなり、消費者としての在り方が問われる中、家庭において、日常の消費生活に必要な基礎的な生活力を習得し、親から子への伝播が図れるよう、家庭の教育力向上のための支援を行っていく。
目 標	子育て世代の消費者力向上と次世代への継承の促進
基本的な方向	○ 消費者力の向上を支援する教育教材の整備 ○ 家庭に向けた情報発信の強化

平成２３年度

取組目標	消費者力向上に取り組む契機となる教育教材づくり
取組状況	別紙のとおり

(別紙)

取組状況	
事業名	読んで実践！環境に優しい食生活冊子「しぶちん」の発行
概要・目的	「チーム京都力」が、京都の食文化や食の歴史、おぼんざいレシピ、食べ残しやごみを減らす知恵、環境に優しい食生活の事例等を掲載した食生活冊子「しぶちん」を作成し、区役所等において配布する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	名称 「しぶちん」 数量 4,000部 形状 B5版、カラー刷り 内容 ①京の食文化・食の歴史 ②おぼんざいレシピ ③京都の旬野菜、旬野菜と伝統行事 ④食べ残しやごみを減らす知恵 ⑤環境にやさしい食生活の事例紹介 発行作成 チーム京都力「環境にやさしい食生活への改善」チーム (事務局：環境政策局地球温暖化対策室)
市民への提供	6月28日に広報発表し、ホームページで公開するとともに、市役所本庁舎、区役所・支所のエコまちステーション等に配架し、無料で配布した。 (発行部数：初版2,000部、第2版2,000部)
市民等の反応	市内の大学・高校にアンケートを実施した。 ○「しぶちん」を読んで、環境のために何か行動しようと思った割合は79.2%と、高い値を取った。 ○具体的にやってみようと思うことは、「食材を使い切る」ことや「エコバッグを持つ」等、取り組みやすいことが多く選択されていた。 京都府立大学教授が学生を対象に行った調査 ○「しぶちん」を読んだ学生のうち、約3割が環境にやさしい食生活のための取組を行い、1割が継続的に取り組み続けているという結果が出た。 ○具体的な行動変化としては、自炊・弁当作り・お茶を煎れる(86%)、水筒を持参する(5.7%)の割合が多くなった。 ○一定の効果は認められたものの、7割の学生が「実行しなかった」と答えており、課題も残った。
今後の予定	平成23年度「チーム京都力」の解散に伴い、取組は終了。
担当局(区)室・課	環境政策局地球温暖化対策室
備考	チーム京都力「環境にやさしい食生活への改善チーム」は平成22年12月に設立。環境、食育、都市計画、上下水道、農業振興など、様々な業務に携わる有志の職員8名で構成。

(別紙)

取組状況	
事業名	こどもエコライフチャレンジ推進事業
概要・目的	全市立小学校の児童が、夏休みや冬休みの期間中に御家族や友達と相談しながら、「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、各家庭における省エネ・省資源をはじめとする「環境に配慮した生活」（エコライフ）の実践・継続を図る。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	・「DO YOU KYOTO?」, 「歩くまち・京都」憲章等京都市の取組の紹介 ・地球温暖化の仕組みの解説 ・休み期間中に児童が保護者と共に必ず取り組むエコライフの内容 ・休み期間中に児童が保護者と共に取り組む発展的なエコライフのプログラム
市民への提供	学校の授業で活用している教材のため、一般には配布していない。
市民等の反応	当室に直接、本事業に取り組んだ児童、保護者からの意見を頂いていないが、担当教諭に配布している事業に関するアンケートの中で間接的に児童、保護者からの意見を頂いている。
今後の予定	平成24年度も全市立小学校で事業展開を予定。
担当局（区） 室・課	環境政策局地球温暖化対策室
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	「ごみ減量・分別ハンドブック」追記版の作成，配布
概要・目的	ごみ減量・分別に役立つ知識のほか，平成３２年度までに京都市が目標とするごみの減量に向けた取組への支援，さらには，自立して合理的に行動する「くらし上手」な消費者の育成を目的として，平成２２年度に全戸配付した「みんなで目指そう！ごみ半減！京都ごみ減量・分別ハンドブック（保存版）」について，追記版を作成し，市民しんぶん折り込みにより全戸配布する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	平成２２年度に発行した「京都ごみ減量・分別ハンドブック」（保存版）から変更のあった点を中心に追記版を作成し，市民しんぶん（区版）へ折込みを行った。
市民への提供	３月１５日発行の市民しんぶん（区版）へ挟み込み，市内全戸配布を実施した。
市民等の反応	
今後の予定	平成２４年度以降も，ごみの発生抑制，再使用を促進するため，減量・リサイクルに関する情報を掲載した冊子，チラシ等により積極的に周知・啓発を行う。
担当局（区） 室・課	環境政策局循環企画課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	消費生活に関する冊子の作成，配布
概要・目的	東日本大震災によりもたらされた，伝統的な暮らしの美学や知恵，自然との共生等を大切にする消費生活への新たな気付きを踏まえ，京都から生活スタイルの変革モデルを発信する契機となるよう，自立した消費者の育成を目的とした啓発誌を作成し，区役所等において配布する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	名称 「いっせいのおで～京都から始めよう 未来へつなぐ消費生活！～」 数量 4万部 形状 A4，カラー刷り 内容 ①京のくらし 「衣」「食」「住」 ②座談会～外国人から見た「京都（日本）の生活文化」～ ③暮らしのアイデア ④京都から始める未来へつなぐ消費生活～京都市の取組の紹介～
市民への提供	2月17日に広報発表し，ホームページで公開するとともに，3月12日から市役所本庁舎，区役所・支所，市立図書館等，本市施設に配架し，無料で配布した。
市民等の反応	京・くらしのサポーターや出前講座の受講者に配布したところ，「地域や職場の人にも読んでもらいたいのので配布したい。」との申出があった。また，冊子の配架を依頼している市役所，区役所からも，冊子の追加送付依頼があった。
今後の予定	上記目的を達成するため，平成24年度以降についても，消費生活に関する様々な講座・教室・講演会，出前講座その他消費者啓発活動等，あらゆる機会を通じて広く市民への配布に努める。
担当局（区）室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	本冊子の作成に当たっては，環境政策局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，教育委員会事務局等の関係室・課に協力いただいた。

(別紙)

取組状況	
事業名	消費者教育用ゲームの作成
概要・概要	悪質商法の手口と対処法について体験的に学ぶことができるシミュレーションゲームを作成する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	消費者教育の一環として、消費生活に関する様々な問題について、主に小学校高学年と中学生及びその家族が楽しみながら学ぶことができる学習すごろくを制作し、インターネットでの配信を行った。 ・主な対象 小学生高学年・中学生とその家族 ・媒体 インターネット ・プレイ人数 4人以内 ・配信開始日 3月26日 ・アクセス方法 消費生活総合センターホームページ「デジタルコンテンツ」⇒「消費生活学習すごろく」
市民への提供	3月19日に広報発表し、同月26日からインターネットで配信した。
市民等の反応	3月27日付け京都新聞夕刊に記事として掲載された。 アクセス件数 89件（3月26日～3月31日）
今後の予定	多くの児童・生徒に利用してもらえるよう、市内の小学校・中学校に案内チラシを送付し、周知に努める。
担当局（区）室・課	文化市民局消費生活総合センター
備考	本教材の作成に当たっては、教育委員会事務局学校指導課から御意見を頂いた。

(別紙)

取組状況	
事業名	DVD「京の旬野菜」の貸出し
概要・目的	京の旬野菜の魅力，生産現場から食卓に並ぶまでの過程，おいしい食べ方等を紹介したDVDを無料で貸し出す。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	名称 DVD「京の旬野菜」 数量 30枚 内容 すぐき，京せり，堀川ごぼう，畑菜，みず菜，京たけのこ，京唐菜，京ラフランなどの「京の旬野菜」の魅力，生産現場から食卓に並ぶまでの過程，おいしい食べ方等を紹介している。
市民への提供	5月17日に広報発表し，市民しんぶん(全市版)6月1日号やホームページで周知した。 農政企画課(本庁舎)のほか，北部・西部・東部農業振興センター及び京北農業振興センターに配架している。
市民等の反応	DVDを借りた方に任意のアンケートを実施している。 結果は，「もう一度利用したい」15件，「利用したくない」2件であった。
今後の予定	平成24年度も引き続き，無料で貸し出す。
担当局(区)室・課	産業観光局農政企画課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	「親子で朝ごはんBOOK」の発行
概要・目的	新「京（みやこ）・食育推進プラン」に掲げる目指す姿「～少しでもできるところから五つの京（きょう）食～」の「みんなで毎日しっかり「朝食」朝の今日（きょう）食」の実現に向けて，親子で朝食作りを楽しめる簡単レシピ，バランスよく食べるコツ等を紹介した冊子を作成し，保健センター等で配布する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	名称：親子で朝ごはんBOOK 数量：14,000部 形状：A5サイズ，カラー刷り P36 内容：親子で朝食作りを楽しめる簡単レシピ，バランスよく食べるコツ等を紹介。掲載レシピ数32種類。
市民への提供	3歳3箇月児健康診査受診者全員，食育セミナー等保健センター事業参加者，保健センター窓口にて配布
市民等の反応	当冊子を利用した食育セミナー（調理実習・試食あり）参加者からは「簡単でおいしい」「レパートリーが増えた」等の感想が聞かれ，好評。
今後の予定	今後も引き続き，3歳3箇月児健康診査受診者及び保健センター事業参加者等に配布していく。
担当局（区）室・課	保健福祉局保健医療課
備考	

(別紙)

取組状況	
事業名	「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布
概要・目的	子どもの事故発生原因とその防止策や事故が起こった場合の適切な応急手当の方法等を掲載したマニュアルを新生児が生まれた全ての家庭に送付するほか、子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京（みやこ）あんしんこども館」の見学者に配布する。
推進状況	☒ 実施済み ☐ 一部実施済み ☐ 未実施
作成した教材等の概要	名称 ア 「子どもの事故防止実践マニュアル」 イ 「子どもの事故の応急手当マニュアル」 数量 各13, 200部 形状 A4, カラー刷り 内容 ア わが国の子どもの事故の状況, 応急手当, 心肺蘇生法, チャイルドシート 他 イ 乳幼児の応急手当のポイント 他
市民への提供	新生児が生まれた全ての家庭に対し、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を送付した。（出産お祝いレターお届け事業(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)に同封） また、「京（みやこ）あんしんこども館」の見学者に配布した。 送付部数：11, 421部（平成22年度 11, 673部）
市民等の反応	意見や感想の聴取は行っていないが、冊子には「子どもの事故・急病時の相談・受診先」として、「京（みやこ）あんしんこども館」等の連絡先を記載しており、必要に応じ「京（みやこ）あんしんこども館」で実施する電話や来館による保健医療相談につながるなど、効果的に活用されているものと考えられる。
今後の予定	今後も冊子の記載内容の充実及び継続した配布に取り組み、子どもの事故防止について市民への積極的な普及啓発を行うとともに、家庭や地域における応急手当や心肺蘇生法等生命を救う知識と技術の普及啓発を推進する。
担当局（区）室・課	保健福祉局保健医療課
備考	